

横浜市教育委員会 臨時会会議録

- 1 日 時 平成21年8月25日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員
野木委員 中里委員 田村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成21年8月25日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

平成20年度不登校児童生徒の状況について ほか

3 審議案件及び請願等審査

教委第23号議案 横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針について
【継続審議】

<教委第23号議案に係る請願等審査>

受理番号7 横浜市立高等学校の中等教育学校への改変に反対する請願
(平成21年6月1日受理) 【継続審議】

受理番号24 南高等学校における中高一貫校の設置について民意を十分に把握
するとともに十分な時間をかけた調査研究の上で慎重に審議され
ることを求める請願書 (平成21年7月7日受理) 【継続審議】

受理番号34 横浜市立南高等学校を中高一貫校にせず、現在の普通科高校で
存続させることを求める請願 (平成21年7月13日受理) 【継続審議】

受理番号375 請願 (南高校における中高一貫校設置について)
(平成21年8月3日受理)

<その他の請願等審査>

教科書採択に関する請願・要望等 86件 (8月4日～8月20日受理)

教委第26号議案 本牧小学校及び東山田中学校の学校用建物の取得申出について

教委第27号議案 平成20年度横浜市教育委員会点検・評価報告書について

教委第28号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

ただいまから、教育委員会臨時会を開催いたします。
まず、はじめに、会議録の承認を行います。前々回平成21年7月28日の
会議録署名者は、小濱委員と中里委員です。また、前回、平成21年8月4
日の会議録署名者は野木委員と私です。会議録につきましては、すで
にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろし
いでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後
ほど事務局までお伝えください。次に、議事日程に従い、教育長から一
般報告をお願いします。

田村教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係
なし

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 8/17 平成21年度横浜市教育課程研究委員会 研究協議会全体会
(関内ホール)
- 8/19, 20 子どもアドベンチャー2009 (市庁舎ほか)

(2) 報告事項

- 平成20年度不登校児童生徒の状況について
- 横浜市小・中・特別支援学校の平成20年度自己評価報告書について
- 平成21年度横浜市教育課程研究委員会 研究協議会全体会について
- 「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度
の見直しに関する基本方針」検討委員会の設置及び委員の就任につ
いて

3 その他

○ 新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザの集団感染の懸念があります。本日昼に市の本部分会議が開催されますが、教育委員会として、学校の対応について説明する予定です。説明する内容は次の点についてです。

学級閉鎖の基準について、季節性インフルエンザの際は児童・生徒数の3～4割が欠席した場合としているものを、新型インフルエンザの場合は2割とする。

38度以上の発熱で欠席した児童・生徒の事務局への報告について、従来1クラス6名以上の時に報告していたものを、3名以上の時に報告をしてもらうこととする。

うがい、手洗い、咳エチケットの励行、体調不良時の早期受診の勧奨について引き続き取り組んでいく。

毎日の検温については、各校の判断とする。

はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、部活動については、臨時休業中は参加を禁止する。

教員の発熱時は出勤を控えること。

不織布マスクを各校100枚備蓄する。

以上の対応を今後図ってまいります。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、先程、教育長より、別途所管課から説明とありました「平成20年度不登校児童生徒の状況」について説明をお願いします。

灘邊児童・生徒指導担当部長
柳田教育相談課担当課長

【「平成20年度不登校児童生徒の状況」について説明】

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

中里委員

不登校予防ハンドブックを全教師向けに配付されていますし、いじめ防止の取組も成果が上がっていると思います。また、スクールカウンセラーの取組に助けられていると思いますし、小中一貫教育の成果も表れていると思います。4ページの不登校が継続している理由の資料で、無気力型や不安など情緒的な混乱の型の割合が増えていまして、将来的には、ニートにつながっていくのが心配です。このようにまとめたいただくと課題がよく見えてくるのではないかと思います。

質問ですが、2の「いじめを除く他の児童生徒との関係」とは、具体的にはどういったものを指すのでしょうか。それから、9の「その他」の割合も大きいのですが、代表例を教えてくださいませんか。

柳田教育相談 課担当課長	<p>2の具体的な例ですが、トラブルが起きて解決できず、それがきっかけで登校できなくなってしまうお子さんや、大きな集団の中に入っていくこと自体に困難を抱えているお子さんもいらっしゃいます。そのようなケースが多いのではないかと思います。その中には、お子さんの発達に課題を抱えたケースというのも昨今は多く見受けられます。</p> <p>9のその他の例ですが、本人も保護者もどうして登校できないのかわからないというケースがあります。また、保護者の虐待など、家庭の問題に関連しているケースもございます。</p>
田村教育長	<p>この類型は、文部科学省の示す分類に沿ったものだと思いますが、それぞれの区分けが難しいところがあります。</p>
小濱委員	<p>1の「いじめ」と、2の「いじめを除く他の児童生徒との関係」との線引きは、誰が、どのような根拠によって判断していますか。</p>
灘邊児童・生徒指導担当部長	<p>文部科学省の示すいじめの定義に基づいて判断します。判断は、担当教師や児童生徒指導の専任教諭が判断しています。</p>
小濱委員	<p>この判断は非常に難しい問題だと思います。日数や関わっている人数であるというような明確な判断基準ではありませんので、難しいのではないかと思います。何か明確な判断基準があれば明示していただきたいと思います。</p> <p>3ページの欠席日数別のグラフですが、欠席日数が短期のものは減少していますが、長期のものは横ばいです。これは、短期間のものは比較的回復が早いと解釈してよろしいのでしょうか。また、何か減少した理由はありますか。</p>
柳田教育相談 課担当課長	<p>欠席日数の少ない年間30日から59日の場合、週1回欠席した場合にも年間で30日以上になってしまいます。休みはじめの頃というのは、子どもも「学校に行きたい」と意欲を持っていますし、保護者も「何とか解決したい」という思いを持っていますので、それに対してお子さんや保護者に合った支援をきちんと行っていることが、人数の減少に表れてたものだと思っています。また、逆に長期間休んでいるお子さんをすぐに再登校に結びつけるのはなかなか難しいと認識しています。</p>
灘邊児童・生徒指導担当部長	<p>先ほどの線引きのお話ですが、調査にあたっては、各学校にはきちんと説明をして、ある程度の判断の基になるものはお示ししています。</p>
野木委員	<p>2ページの学年別不登校児童生徒数ですが、学年が上がるごとに数が増えています。再登校できているお子さんがいる中でそれを上回る数のお子さんが新たに不登校になっているということでしょうか。</p>
柳田教育相談 課担当課長	<p>おっしゃるとおり、再登校できたお子さんの数と、新たに不登校になったお子さんの数の総計ですので、新たに不登校になった数が上回っているということになります。</p>

野木委員

非常に気になりますのは、小学校から中学校になる間には、パーセントで7倍程度増えています。中学校に上がった時点で不登校になるということだと思いますが、この原因はどのようなものですか。

柳田教育相談
課担当課長

一つは中1ギャップと言われる、校種が変わり環境も変わり、思春期で心身共に不安定になるということもあります。補足資料の4ページの「中学校1年で新たに不登校になった生徒数」にありますように、平成20年度は374人と前年度よりも増えています。中学1年生の不登校の数は減っています。これは何かと申しますと、再登校できたお子さんが非常に多い反面、中1で新たに不登校になったお子さんが多いということになります。やはり、中学校という環境になかなか馴染めない、学習が急に難しくなったという理由があるのではないかと思います。

野木委員

今進めています小中一貫教育というものがこれを解消するために有益だと思いますが、いかがですか。

柳田教育相談
課担当課長

例えば教育相談課におきましても、スクールカウンセラーを小中連携型のカウンセラー配置ということで、19年度から実施しておりまして、今年度は53中学校区で実施しています。小学校から中学校に進学した際に同じカウンセラーに相談できるという安心感があります。小中連携の中で教員間の交流が深まり、児童生徒理解が深まっていくというのは有益なことだと思います。これらを地道に継続していくことが一番大事ではないかと認識しています。

中里委員

学校訪問の中で、小学校の校長が悩んでいることとして、保護者の健康状態が優れなくて学校に登校させることができないという課題があるとお聞きします。そのような場合は、学校だけの対応でなく、区役所の福祉保健センターと連携し、保護者の生活状態を立て直していくことが、時間はかかることですが必要なことであると思います。

また、中学校では生徒指導専任教諭がおりまして、他機関との連携をとりながら成果を上げていると思います。小学校にも児童指導担当教諭が随分配置されているようですが、配置されている学校の校長にお話を聞きますと、「非常に助かっている。朝すぐに欠席の連絡を入れることができたり、迎えに行くことができたりと、不登校を未然に防ぐ動力になっている」とお聞きします。定数の問題はあると思いますが、ぜひ配置を増やしていただければと思います。

灘邊児童・生徒指導担当部長

保護者に問題がある場合、なかなか学校が入っていくことは難しいという現状があります。ただし、今年度5名配置しましたスクールソーシャルワーカーは、子どものあらゆる教育環境の整理ということですので、この役割が重要かと思っています。

一方、小学校の児童指導体制ですが、今年度は、18から20校で児童指導担当教諭を配置して取り組んでいます。それ以外のモデル校でない学校においても小学校の中での組織対応がとれるようになってきていますので、それらを含めて推進していきたいと思っています。

田村教育長	<p>定数を増やすことは現実的には非常に難しいことだと思います。そのような状況の中で、何とか工夫をしながらやっていかなければならないと思っております。</p> <p>子どもの問題は、もちろん子どもだけの問題もありますが、家庭の問題や親子関係が関係しているものがあります。不登校になる原因とも関係していることがはっきりしています。そのような中で、学校支援・連携担当は多くの区では地域振興課の中に位置づけられていますが、都筑区では、福祉保健センターの子ども家庭支援課の中に学校支援・連携のセクションを位置づけておりまして、区と連携しながらしっかりと家庭を支援していけるよう取り組んでおり、私どもも注目をしております。</p>
小濱委員	<p>不登校について、家庭環境や経済状況との関係、地域別の傾向等がデータとして出せないでしょうか。</p>
柳田教育相談課担当課長	<p>区役所の子ども家庭支援相談において、教育相談課が派遣している教育相談員、学校カウンセラーが相談業務にあたっていますが、そのようなところを通じて様々な状況について把握しています。</p> <p>また、今年度から「こども子育て支援連絡会」をこども青少年局のこども家庭課と教育相談課が連携し、生まれる前から青年期までの相談体制について検討する組織として立ち上げたところです。このように区の状況に応じた支援を状況を掴みながら行っております。</p>
今田委員長	<p>他にご質問等がなければ、次に、「横浜市小・中・特別支援学校の平成20年度自己評価報告書」について説明をお願いします。</p>
沼尾教育センター所長 齊藤首席指導主事	<p>【「横浜市小・中・特別支援学校の平成20年度自己評価報告書」について説明】</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。</p>
中里委員	<p>500校以上から出された報告書を綴ったファイルを見せていただきました。まとめられた労力は相当なものだと思います。100パーセントの学校から提出されたことは一つの大きな収穫だったと思います。今回書式を定めない中で、学校側から見れば、事務局が縦割りでどこに相談したらよいかが見えにくい中で、これが一つの切り口になって横に繋がっていくような感じがあります。また、双方向のやりとりも必要かと思えます。例えば、各校それぞれの知恵と工夫について、その情報を全校にフィードバックするような仕組みが必要だと思います。</p>
小濱委員	<p>自己評価と学校評価委員の評価とが食い違いが見られます。いずれも学校評価委員の評価が低くなっています。この食い違いについてどうお考えになられますか。</p>

齊藤首席指導
主事

自己評価は学校長の責任のもと行われています。今回例示した学校の場合は4項目で学校評価よりも学校評価委員の評価が低い結果になっておりますが、同等の学校もありますし、学校評価の方が上回っている学校もあります。

学校評価委員の評価の方が低いということよりも、学校関係者による学校評価委員の評価がされたことの意義が非常に大きいものと考えております。これまでは、自己評価のみで、学校の自己評価についての精査が十分にされていないということもありました。学校の判断が本当に正しかったのかという判断をしっかりとさせていただき、言い換えますと自己評価の精度を高めて学校・家庭・地域社会で学校をより良くしていく意味で学校関係者評価をしていただいております。

田村教育長

違いがあるからこそ評価の意味がありまして、そこに改善進歩の兆しがあるものと考えております。自己評価は義務として課されていますが、努力義務の学校関係者評価が定着し、地域の方々の目が学校教育に向けられて、そこから良くなっていくことが期待できると思います。

一方、私が気になっておりますのは、分析の中で「要改善」というものが少なからずあるということでもあります。事務局で分析した結果、自己評価ができていないということですので、しっかりと改善していくよう指導主事を通じて指導していきたいと思っております。

野木委員

学校関係者評価は、学校の自己評価を見てから評価をするのでしょうか。6ページの分析では、「4 学校関係者評価が適切に行われているか」という項目があり、その前の、「3 年間評価計画に基づいた評価方法となっているか」というのは、自己評価に対する評価のことを指しているのでしょうか。

齊藤首席指導
主事

はい、そうです。

今回の文部科学省のガイドラインに基づく学校評価ですが、まず、学校が行う自己評価があります。その自己評価の結果を、学校関係者の評価委員会にお渡しします。評価委員会は、学校関係者評価を行い、学校にお返しします。それをもって各学校は自己評価報告書という形で自らが行った自己評価の結果をもう一度改善策を含めて整理し直すこととなります。

野木委員ご指摘の6ページの「3 年間評価計画に基づいた評価方法となっているか」という点につきましては、自己評価も計画に基づいてしっかりと行われているということも含まれますが、それを学校関係者にしっかりと公表したりということも含まれます。そのようなやりとりがしっかりとできているかということです。

「4 学校関係者評価が適切に行われているか」につきましては、そもそも学校関係者評価がしっかりと機能しているかということをございますので、例えば、学校関係者にお渡ししても、きちんとお答えいただけなかったりとか、委員会自体がきちんと機能しているのかということ进行分析する部分であります。

事務局に提出された報告書は、区ごとに整理し、各区の派遣指導主事に提示しまして、学校がどういった部分に悩み、どういった改善策を必要としているかを把握し、派遣指導主事が中心となりまして、各学校の必要としている支援策について少しずつ打ち出しているところでありませう。

吉備委員

共通評価項目というのがありますが、これは昨年度と変わりがありますでしょうか。

齊藤首席指導
主事

共通評価項目は、平成20年3月に公表いたしました、横浜市学校評価ガイドの中に書かれているものであります。

吉備委員

その上でお聞きしますが、共通評価項目そのものの見直しが必要だと思っております。この項目ですと「要改善」の学校をあぶり出す程度の評価しかできないのではないかと思います。この評価項目を見ておきますと概ねA・Bの評価が付きやすいものとなっています。自己評価を行う学校にとっても、より一步踏み込んだ取組の動機付けになっていくようなものではなく、評価項目が表面的な結果要因のみをあぶり出す程度のものに留まらせるような印象を受けます。

そして、保護者の視点では、まだ他にも評価すべき項目があるのではないかと思いますがいかがですか。

田村教育長

この評価項目は、義務教育として決められた最低限取り組まなければならない項目をあげているものです。吉備委員がお話になったプラスワンの項目が浮かび上がる仕組みにはなっておりません。そのようなことから、先ほど「要改善」というものがあることは、その最低限のことが出来ていないということですので、早期の改善が必要だということをお申し上げました。

そのようなものの中から、チャレンジ項目をどこまで設定できるのか、まずは最低部分の土台となることにしっかりと取り組んでもらうことが自己評価のスタートラインですので、吉備委員のおっしゃるようなことができるのは時間がかかるのではないかと思います。

小濱委員

吉備委員のお立場で、こういう項目を加えたらどうかという具体的なアイデアは何かございますか。

吉備委員

具体的な項目というよりも、実際に評価する現場、それをまとめる事務局も手間がかかるものだと思います。そのように手間がかかるもので、学校・事務局それぞれが向上していけるものとなっているのかということをお申し上げたかったわけでありませう。

田村教育長

「非常によい」と評価されている学校があります。その非常に良い取組の具体例を全校で共有することが大変有益なことだと思います。学校評価というものは元々ありませんでした、学校が言うことを保護者はそのまま受けとめるしかありませんでした。それがガイドラインを通じて、まずは自らの評価をして、それを他人に見てもらうことを始めたのであります。非常に良い取組をしている学校は、このような学校評価が始まる前からしっかりやっていたのだと思います。その良いことを広げていくことと、問題がある部分をしっかりと正していくことに、まずは力を入れていきたいと思っております。

沼尾教育セン
ター所長

12月17日に学校評価のシンポジウムを開催いたしまして、各校の優れた取組の紹介などを行ってまいります。

田村教育長

来年度から方面別（仮称）学校教育センターが開設され、より近い場所で学校を見ることが出来ますので、今回の報告なども参考にしながら、必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

今田委員長 他にご質問等がなければ、次に、「平成21年度横浜市教育課程研究委員会 研究協議会全体会」について説明をお願いします。

沼尾教育センター所長
齊藤首席指導主事 【「平成21年度横浜市教育課程研究委員会 研究協議会全体会」について説明】

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
特にご質問等がなければ、次に、「「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会の設置及び委員の就任」について説明をお願いします。

小野施設担当部長
上田学校計画課長 【「「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会の設置及び委員の就任」について説明】

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
特にご質問等がなければ、議事日程に従い、審議案件及び請願等審査に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第28号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第28号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長 8月4日から8月20日までに、教科書採択に関する請願・要望等を86件受理しております。これらの要望等につきましては、後ほどお諮りしたいと思います。
次に、8月24日、市民1名の方から、「2009年度教科書採択に関する請願」が提出されました。本請願につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りいたします。
次回の教育委員会定例会については、9月8日、火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくをお願いします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は9月8日、火曜日の午前10時から開催することとします。それでは審議に移ります。審議の順番ですが、まず公開案件の審議を行い、次に非公開案件の審議を行うこととします。
それでは、継続審議となっております、教委第23号議案「横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針」について及び関連の請願4件について一括して審議したいと思います。それでは、説明をお願いします。

漆間学校教育
部長
木田高等学校
教育課長

【教委第23号議案 「横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針」について及び関連の請願4件について】

教委第23号議案につきましては、7月28日に議案を提出し、8月1日には、南高校PTA・同窓会・後援会各関係者に教育委員会の検討している基本方針について説明しました。8月4日の教育委員会定例会では継続審議となっております。

この基本方針に係る市民意見の募集を8月10日から行っており、教育委員会のホームページへの掲載や近隣の公共施設に資料を置きまして意見の募集を行っております。なお、2週間経過したところですので、意見集約についてはもう少し時間をかけて行っていきたくと思います。

また、南高校同窓生より文書による質問がありました。回答につきましては、発送を済ませております。

関連する請願についてですが、受理番号7は、請願項目の趣旨説明及び意見陳述を終え、受理番号24,34は、請願項目の趣旨は説明を終えています。また、受理番号375の請願を8月3日に受理していますので、請願項目の趣旨をご説明いたします。

1. 拙速な基本構想決定を中止し、ゆとりのあるスケジュールに組み直すこと。

2. 共に協働して学校づくりに取り組むこと。

3. 生かすべき南高の伝統を明確にし、学校形態を検討・決定していくこと。

4. 民意を十分に生かす姿勢で今後の進行や方針等を検討すること。

本請願に対する考え方については、整理中ですので次回以降にお諮りいたしたいと思っております。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

野木委員

8月1日に教育長が関係者に説明を行いました。その時に出てきた請願が、8月3日に受理したものでしょうか。教育長の説明を聞いた上で出てきた請願なのではないでしょうか。

木田高等学校
教育課長

8月1日に受け取り、受理を8月3日に行ったものです。

今田委員長

それでは、所管課からの説明のとおり、基本方針に関する市民意見の募集が引き続き行われていることから、教委第23号議案及び関連する請願4件については継続審議といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、継続審議といたします。

次に、先ほど受理報告がありました、教科書採択に関する請願・要望等86件について一括して審議をいたします。所管課から説明をお願いします。

漆間学校教育
部長

【請願等審査 教科書採択に関する請願・要望等 86件 について】

8月20日までに受理した請願等86件でございます。まず、受理番号379の教科書採択地区に関する請願1件でございます。請願の内容は、「横浜市の教科書採択地区を1地区に統合する方針を撤回し、現行の行政区ごとの採択地区を維持するべきである。」というものです。これに対する考え方ですが、「採択地区の変更については、6月23日の教育委員会臨時会で審議し、承認され、既に県教育委員会に要望を提出しております。」であります。

次に、自由社版歴史教科書採択の撤回と再審を求める要望等85件でございます。要望趣旨により大きく3つに分けてご説明いたします。

まず、受理番号377・406・430・431・432・433・440・441・442・443・444・445・453・454・455・458・459・460・462は次のような内容であります。「自由社版歴史教科書の採択の撤回と再審を求める。開かれた採択に逆行する「無記名投票」を行い、不公平な選定手続によって採択を行った。」というものです。これに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、および平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会において、適正・公正に採択を行いました。また、採決についても、「横浜市教育委員会会議規則」の規定に基づき、適正に実施したものです。」であります。

次に、受理番号378・380・396・397・398・399・400・401・402・403・404・405・407・408・409・410・411・412・413・414・415・416・417・418・419・420・421・422・423・424・425・426・427・428・429・434・435・436・437・438・439・446・447・448・449・450・451・452・457・461は次のような内容であります。「自由社版歴史教科書の採択の撤回と再審を求める。」というものです。

また、受理番号381・382・383・384・385・386・387・388・389・390・391・392・393・394・395・456は次のような内容であります。

「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書は採択するべきでない。」というものです。

これらに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、および平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会において、適正・公正に採択を行いました。」であります。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。特にご意見等なければ、受理番号379の請願につきましては所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、不採択と決定いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。

次に、教科書採択に関する要望等85件につきましては所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長	では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。それでは次に、教委第26号議案「本牧小学校及び東山田中学校の学校用建物の取得申出」について説明をお願いします。
小野施設担当 部長 井上施設管理 課長	【教委第26号議案 「本牧小学校及び東山田中学校の学校用建物の取得申出」について】 資料の訂正 資料4 ページ中段 (2)東山田小学校 → 東山田中学校 に訂正します。
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
小濱委員	東山田中学校ですが、普通教室・特別教室数が横浜市0となっておりませんが誤りではないですか。
小野施設担当 部長	現在所有している数ですので、現在は保全公社が所有をしているということでございます。
小濱委員	今回は屋内運動場を取得するのですか。教室は保全公社のままなのでしょうか。
小野施設担当 部長	東山田中学校につきましては、平成24年度まで取得を進めていく予定です。校舎や普通教室などは今後取得していきます。
今田委員長	他にご質問等なければ、原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。
各委員	< 了 承 >
今田委員長	それでは、原案のとおり承認します。次に、教委第27号議案「平成20年度横浜市教育委員会点検・評価報告書」について説明をお願いします。
高橋総務課長	【教委第27号議案 「平成20年度横浜市教育委員会点検・評価報告書」について】
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
野木委員	第3章の5つの目標とそれに繋がる施策がたくさんあり、見づらいですので、目標と施策の項目を一覧表にさせていただけるとわかりやすいと思います。
小濱委員	目標と評価について、太字にするなど際立たせてはどうでしょうか。
高橋総務課長	もう少しメリハリをつける工夫をいたしたいと思います。

今田委員長 各委員から意見がありましたので、修正を加えたものを私と教育長で調整することとし、事務局案を承認したいと思います。皆さん、それでよろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、そのようにいたします。以上で公開案件の審議が終了しましたので、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。
[閉会時刻：午後0時20分]